

犯罪の防止に配慮した店舗等の構造、設備等に関する指針

安全・安心推進店

金融機関等

深夜営業店舗

大規模小売店



防犯指針適用店

島根県警察

島根県警察本部
安全まちづくり推進室

もくじ

I	はじめに	1
II	防犯指針の対象店舗	1
III	防犯指針の概要	2
IV	配慮していただきたい事項	3
1	銀行その他の金融機関	3
2	深夜において営業する施設	4
	防犯機器の設置例 《小型店舗の主な防犯対策機器》	5
3	大規模小売店舗	6
	防犯機器の設置例 《大型店舗の主な防犯対策機器》	7
V	防犯責任者の役割	8
1	防犯責任者とは	8
2	防犯設備の点検整備と拡充	8
3	防犯マニュアルの活用	8
4	従業員に対する指導	8
5	管轄警察署との連携	8
	あなたのお店の防犯診断表	9



はじめに

島根県では、平成18年7月に「島根県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例」を制定し、同年12月には、この条例に基づき、次の4つの防犯指針を策定しました。

- ① 学校等及び通学路等における子どもの安全確保に関する指針
- ② 犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針
- ③ 犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針
- ④ 犯罪の防止に配慮した店舗等の構造、設備等に関する指針

このパンフレットは、上記の防犯指針の中で、金融機関等を対象とする「犯罪の防止に配慮した店舗等の構造、設備等に関する指針」についての内容について説明したものです。

【指針の基本的考え方】

- 店舗等を営業し、又は管理する者に対して、店舗等における安全確保のための防犯上配慮すべき事項を示して自発的な取組を促すものであり、何らかの義務を負わせ、又は規制を課すものではありません。
- 関係法令の制約等に配慮し、店舗等の管理体制の整備状況等、地域や店舗等の実情に応じて運用するものです。
- 社会状況の変化、技術の進展等を踏まえ、必要に応じて見直しします。
- 対象となる店舗等は、公安委員会規則で定めます。



防犯指針の対象店舗

公安委員会規則で定める施設は、「銀行その他の金融機関」「深夜において営業する施設」「大規模小売店舗」です。

1 銀行その他の金融機関



- ①銀行 ②日本郵政公社 ③信用金庫 ④労働金庫
 ⑤商工組合中央金庫 ⑥農林中央金庫 ⑦信用協同組合
 ⑧農業協同組合 ⑨漁業協同組合 ⑩資金業者

2 深夜において営業する施設



ア スーパーマーケット（衣食住に関する各種の商品を販売するセルフサービス店（売場面積の50パーセント以上についてセルフサービス方式を採用している店舗。以下同じ。）で、その売場面積が250平方メートル以上のものをいう。）

イ コンビニエンスストア（飲食料品を中心販売し、かつ、営業時間が1日14時間以上であるセルフサービス店で、その売場面積が30平方メートル以上250平方メートル未満のものをいう。）

ウ ガソリンスタンド（計量器付の給油ポンプを備え、主として自動車その他の燃料用ガソリン、軽油及び液化石油ガスを小売するものをいう。）

エ 書店（書籍及び雑誌を小売するものをいう。）

オ CD・ビデオ販売店（コンパクトディスク、ビデオテープ等の音楽・映像記録物を小売するものをいう。）

カ CD・ビデオレンタル店（コンパクトディスク、ビデオテープ等の音楽・映像記録物を貸貸するものをいう。）

キ 複合カフェ（設備を設けて客に書籍、雑誌の閲覧及び鑑賞又は電気通信設備によるインターネットを利用させるものをいう。）

3 大規模小売店舗



大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）にいう店舗



防犯指針の概要

各施設における防犯指針の概要は、次のとおりです。

4) の防犯体制の整備は、それぞれの施設において共通するものです。

1) 銀行その他の金融機関

① 店舗の構造

- ・見通しの確保、来客用ロビーと事務室の分離

② 防犯設備

- ・防犯カメラ、110番直結の通報装置等の設置

③ 警戒要領等

- ・開店中、閉店時、閉店後、現金輸送業務時

④ ATMの防犯対策

- ・本体、本体上部、周辺、扉、ブース、現金補てん箇所

⑤ その他

- ・近隣居住者に対する異常発生時の通報協力依頼等

2) 深夜において営業する施設

① 店舗の構造

- ・見通しの確保、店舗周辺の照明設備、配置等

② 防犯設備

- ・来客感応装置、防犯ベル、防犯カメラ等の設置

③ 警戒要領等

- ・勤務体制、入店者への対応、不審者発見への配意等

④ その他

- ・近隣居住者に対する異常発生時の通報協力依頼等

3) 大規模小売店舗

① 店舗の構造

- ・見通しの確保、来客用ロビーと事務室の分離

② 防犯設備

- ・見通しの確保、万引き防止に配慮した配置等

③ 警戒要領等

- ・勤務体制、入店者への対応、不審者発見への配意等

④ 駐車場・駐輪場

- ・見通しの確保、照明設備等

- ・盗難防止措置（サイクルラックなど）

- ・駐車（輪）場利用者に対する防犯広報の実施

4) 防犯体制の整備

① 体制整備

- ・防犯責任者等の指定、防犯指導の実施

② 防犯設備の点検整備・拡充

- ・防犯責任者等による定期的な防犯機器の点検など

③ 防犯マニュアルの活用

- ・策定と店舗内への備え付け、従業員への周知

④ 従業員に対する指導

- ・防犯訓練の実施など

⑤ 管轄警察署との連携

- ・効果的な防犯設備設置など

「店舗等」とは、下記のうち公安委員会規則で定める店舗等をいう。

- ・銀行その他の金融機関

(ex. 信用金庫、農業協同組合など)

- ・深夜（PM10時から翌日AM6時までの間をいう。）において営業する施設

(ex. コンビニエンスストア、ビデオレンタル店など)

- ・大規模小売店舗

(ex. 百貨店、大型スーパーなど)

IV

配慮していただきたい事項

1 銀行その他の金融機関

(1) 店舗の構造

① 見通しの確保

ア 店舗内及び来客用ロビーは、見通しを確保し、監視性を高める構造とする。

イ 来客用出入口は、できる限り限定し、事務所からの見通しが良い位置とする。

② 来客用ロビーと事務室の分離

ア 来客用ロビーと事務室は、容易に乗り越えることのできない構造のカウンター等で区分する。

イ 来客用ロビーと事務室との出入口には、来客用ロビー側からは容易に開放できず、かつ、容易に乗り越えることのできない扉を設ける。

ウ 金庫、出納など多額の現金を取り扱う場所は、来客用ロビー側から見えないように工夫する。

(2) 防犯設備

① 店舗外周、来客用出入口、通用口、来客用ロビー、事務室、ATMコーナー、夜間金庫その他必要箇所に防犯カメラを死角部分がないように設置する。

② 扉は、強固なものとし、主錠のほか補助錠及び周囲に異常を知らせるための防犯設備を設置するとともに、通用口には、のぞき窓、ドアスコープ、インターホン、防犯カメラ、照明器具等の来訪者確認のための設備を設ける。

③ 各階の窓には、状況に応じ鉄格子、シャッター、周囲に異常を知らせるための防犯設備その他の侵入防止装置を設ける。

④ 110番直結の通報装置及び店舗内又は店舗外に異常を知らせるための防犯設備を設ける。

(3) 警戒要領等

① 警戒要領

ア 開店中

警戒専従員はもとより、職員は常に店舗外周、来客用出入口、来客用ロビー等の警戒に配意するとともに、来店客等に対する積極的な声かけを行う。

また、ヘルメット等を装着したまま入店する客に対しては、これを脱ぐように依頼する。

イ 閉店時

警戒専従員は、特に来客用出入口又はその周辺に位置し、警戒する。

ウ 閉店後

(ア) 外部との出入は、状況に応じ複数の職員が立ち会い、のぞき窓、ドアスコープ、インターホン、防犯カメラ等により、相手方及び外周の状況を確認した上で行う。

(イ) 夜間等において無人となる店舗については、警備業者による機械警備等を委託する。

② 現金輸送業務時

ア 警備業者に委託するよう努める。また、自ら輸送する場合は、専用の現金輸送車を使用し、警戒員を同乗させる。

イ 現金輸送車には、防犯上必要な装備を施すとともに、通信資機材を搭載し、防犯責任者等が常時指揮把握できるようにする。

(4) ATMの防犯対策

① 本体

ア 本体は、工具等による破壊に一定時間耐えられる強度とする。

なお、プロテクター等により補強して同様の強度とすることも差し支えない。

イ 本体は、容易に移動できないように、床面等に固定する。

ウ 本体内にGPS装置等追跡装置を設置する。

エ 配線等には、切断されたときに異常発報する機能を設ける。

オ 暗証番号等を操作する部分が、他人から容易に見えないように工夫する。

② 本体上部又は周辺

ア 利用者の上半身が撮影できるように防犯カメラを設置する。この場合において、利用者の顔面の撮影ができるように配意する。

イ 緊急時に警備業者の基地局、金融機関の事務センター、サービスセンター等に直接異常を知らせることができる緊急通報装置(非常ボタン)を設置する。

ウ 犯人を威嚇するとともに、周囲に異常を知らせるための防犯設備を設ける。

③ 扉

ア 本体の強度と同等以上とし、ピッキング、こじ破り等の不正な手段による開扉を防止するための対策を施す。

イ 破壊による衝撃や焼き切りによる熱等を感じ、管理センター等に発報する機能を施す。また、周囲に異常を知らせるための防犯設備を設ける。

④ ブース

ア ブースを新たに設置する場合は、く体を鉄骨等により強化し、容易に破壊されないものとするほか、既設のものは、鉄骨等により補強する。

イ ブース及びその周辺を外部から撮影する防犯カメラを設置する。

ウ ブースへの車両の接近を制御する車止め等を設置する。

⑤ 現金補てん箇所

ア 現金補てんは、現金力セッタ自体を入れ替える方式など補てん作業中に直接現金が人目に触れない方式とする。

イ 現金力セッタを入れ替える際には、開錠操作が必要な構造とする。

ウ 現金力セッタを通常の操作方法以外の方法で引き出した場合にそれを感知して発報する装置を設置し、周囲に異常を知らせるための防犯設備と連動させる。

エ 現金補填作業は、専門の警備業者に委託する。

(5) その他

① 近隣居住者等に対し、不審者についての連絡、異常発生時の通報等に関する協力を依頼する。

② ATMの設置者は、設置場所の管理者等と緊密な連携を図り、防犯設備の充実や設置場所の管理者等による監視の実施など、防犯対策を強化する。

また、管理者等は、防犯設備に関する定期的な保守点検を実施する。



2 深夜において営業する施設

(1) 店舗の構造

① 見通しの確保

- ア 店舗内は、常に整理整頓し、通路等に障害物を置かない。
- イ 出入口ドア、窓ガラスには、シール、ポスター等をはり付けせず、店舗外からの見通しを確保する。
- ウ 駐車場等店舗周辺の照明設備を充実する。
- エ カウンターの位置等
 - (ア) カウンターは、店舗内外から見通しの良い場所に設ける。
 - (イ) レジは、カウンター越しに中が見えないよう、また、手が届かないように配置する。

(2) 防犯設備

- ① 出入口に来客感応装置を設置する。
- ② 防犯ベル（注1）等を設置する。
- ③ 通報装置と連動して点滅する等の構造の赤色灯等を店舗外に設置する。
- ④ 防犯カメラを死角部分がないように設置するほか、駐車場等店舗外に向けて設置する。
- ⑤ 防犯ミラーを死角部分がないように設置する。
- ⑥ 警備業者等への通報装置を設置する。
- ⑦ カウンターに脇扉を設けるとともに、確実に施錠する。
- ⑧ 事務室、倉庫等の客の立入禁止場所は確実に施錠する。
- ⑨ カラーボール等の防犯機材を備え付け、直ちに使用可能な状態にしておく。

(3) 警戒要領等

① 警戒要領

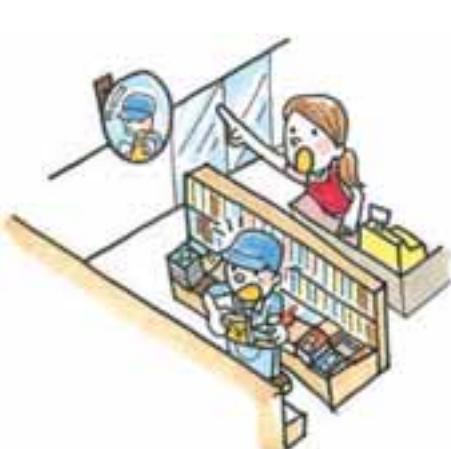
- ア 複数人による勤務体制とする。
- イ 常に店舗内外の警戒と不審者等の発見に配意する。
- ウ 来客に対しては、必ず顔を見て声掛けをする。また、ヘルメット等を装着したまま入店する客に対しては、これを脱ぐように依頼する。
- エ 巡回等を警備業者に委託する。

② 現金管理

- ア 金庫は、投入式金庫又は固定式金庫とする。
- イ 金庫のかぎは、店舗外で保管する。
- ウ レジ内の現金は僅少とし、使用するレジの数をできる限り少なくする。また、使用しないレジについては確実に施錠し、現金を抜き取っておく。
- エ 金庫に異常があった場合の通報装置を設置する。
- オ 現金の搬送は複数人で行う。

(4) その他

- ① 店舗の近隣居住者に対し、不審者についての連絡、事件発生時の通報等に関する協力を依頼する。
- ② 店舗にATMを設置する際は、カウンターからの監視や防犯カメラによる監視が可能な場所に設置するなど、設置管理者との連携を図る。



○防犯ミラーを設置する。



○カラーボールなどの防犯機材を備え付ける。



○深夜時間帯(午後10時～午前7時)
は複数人による勤務とする。



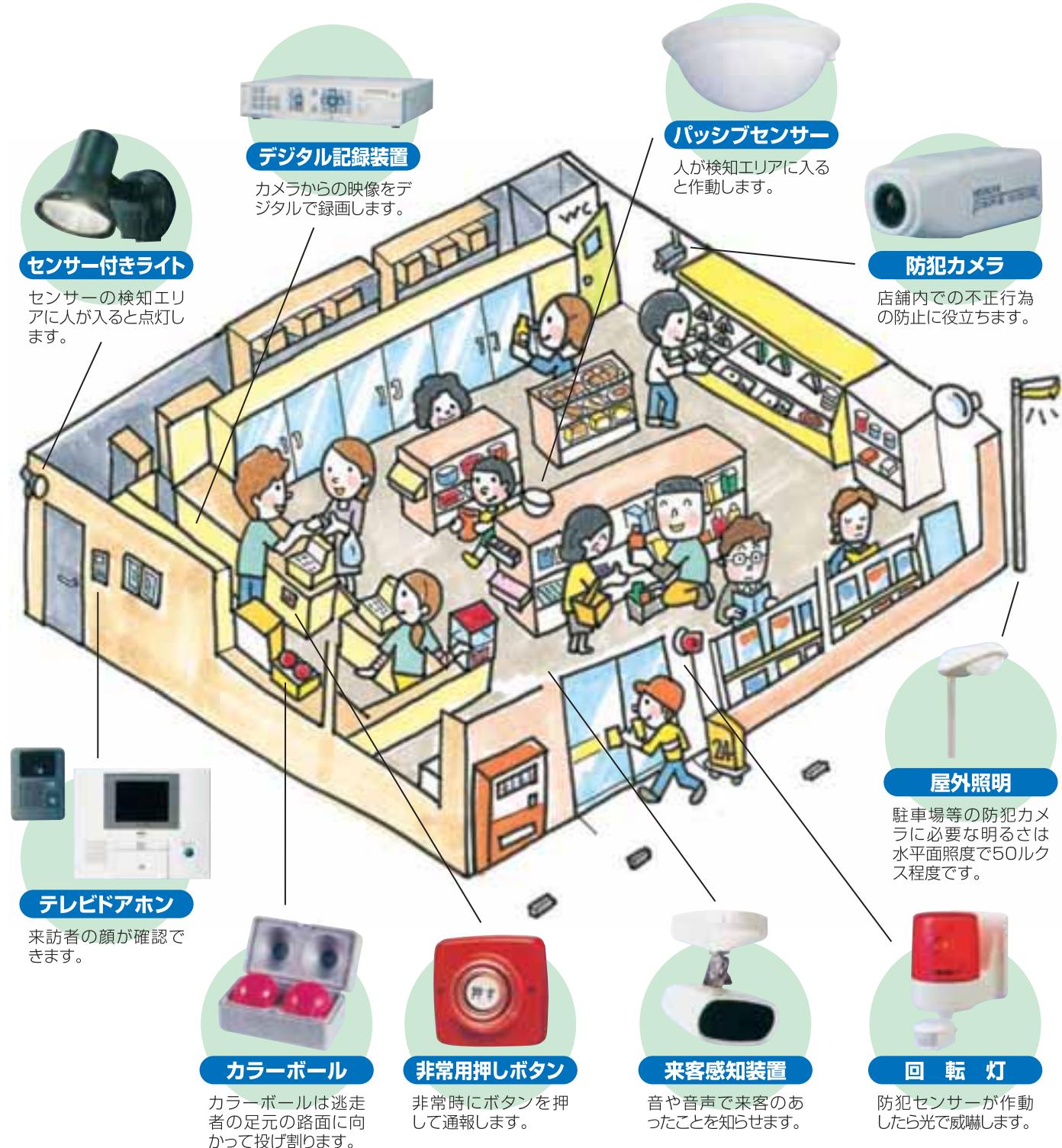
○通報装置、防犯ベルなどの操作方法について全従業員に習熟させる。

防犯機器の設置例 《小型店舗の主な防犯対策機器》

小型店舗を守る防犯機器をご紹介します。

これらの防犯機器は、建物の構造や目的に合った適切なものをご使用ください。

なお、不明な点は、専門家（防犯設備士など）にご相談ください。



防犯設備士とは、防犯設備・システム設計、施工、維持管理に専門知識を有し、社団法人 日本防犯設備協会の認定資格を持つ、防犯設備に関する専門家です。

3 大規模小売店舗

(1) 店舗の構造

① 見通しの確保

- ア 店舗内は、見通しを確保し、監視性を高める構造とする。
- イ 商品の陳列棚は、常に整理整頓に心掛け、万引きの防止に配慮した配置とする。
- ウ 店舗内のエレベーターホールは、売場、通路等から見通しが確保された位置に配置する。

(2) 防犯設備

① 万引き防止用機器（注2）を設置する。

② 防犯ベル（注1）等を設置する。

③ 防犯カメラを死角部分がないように設置するほか、駐車場等店舗外に向けて設置する。

④ 防犯ミラーを死角部分がないように設置する。

⑤ 事務室、倉庫等の客の立入禁止場所は確実に施錠する。

(3) 警戒要領等

① 警戒要領

- ア 常に店舗内外の警戒と不審者等の発見に配意する。

- イ 来客に対しては、必ず顔を見て声掛けをする。また、ヘルメット等を装着したまま入店する客に対しては、これを脱ぐように依頼する。
- ウ 巡回等を警備業者に委託する。

② 現金管理

- ア 金庫は、投入式金庫又は固定式金庫とする。

- イ 金庫のかぎは、店舗外で保管する。

- ウ レジ内の現金は僅少とし、使用するレジの数もできる限り少なくする。また、使用しないレジについては確実に施錠し、現金を抜き取っておく。

- エ 金庫に異常があった場合の通報装置を設置する。

- オ 現金の搬送は複数人で行う。

(4) 駐車場等

① 駐車場

ア 見通しの確保等

フェンス、さく等は道路等からの見通しの妨げにならない構造のものとする。

イ 照明設備

（ア）地下又は屋内の駐車場においては、駐車の用に供する部分の床面において2ルクス以上、車路の路面において10ルクス以上の照度を確保する。

（イ）屋外の敷地に設置した駐車場においては、夜間の周辺の状況等を考慮し、人の行動を識別できる程度以上の照度（注3）を確保する。

ウ 広報

駐車場の設置者及び管理者は、当該駐車場の利用者に対し、看板、張り紙等により防犯のための広報を実施する。

② 駐輪場

ア 見通しの確保等

フェンス、さく等は道路等からの見通しの妨げにならない構造のものとする。

イ 照明設備

駐輪場の照明設備は、人の行動を視認できる程度以上の照度（注3）を確保する。

ウ 盗難防止措置

駐輪場内には、チェーン用バーラック（注4）、サイクルラック（注5）等を設置し、自転車・オートバイの盗難防止に有効な措置を講ずる。

エ 広報

駐輪場の設置者及び管理者は、当該駐輪場の利用者に対し、看板、張り紙等により防犯のための広報を実施する。

（注1）「防犯ベル」とは、犯罪の発生のおそれがある場合等非常の場合において、押しボタンを押すことによりベルが吹鳴する、赤色灯が点灯する等の機能を有する装置をいう。

（注2）「万引き防止用機器」とは、商品に特殊なタグを付け、それを付けたまま店外へ商品を持ち出すと発報する「電子タグシステム」やバーコードデータを印刷した粘着ラベルを商品に貼り付けし、レジで精算する際にタグ機能を消去する「消去式ラベル」等がある。

（注3）「人の行動を識別できる程度以上の照度」とは、4メートル先の人の挙動姿勢等が識別できる程度以上の照度（平均水平面照度がおおむね3ルクス以上）をいう。

（注4）「チェーン用バーラック」とは、駐輪場に固定されている金属製の棒（バー）をいい、これと自転車等をチェーン錠で結ぶことにより、自転車・オートバイ等の盗難を防止することができる。

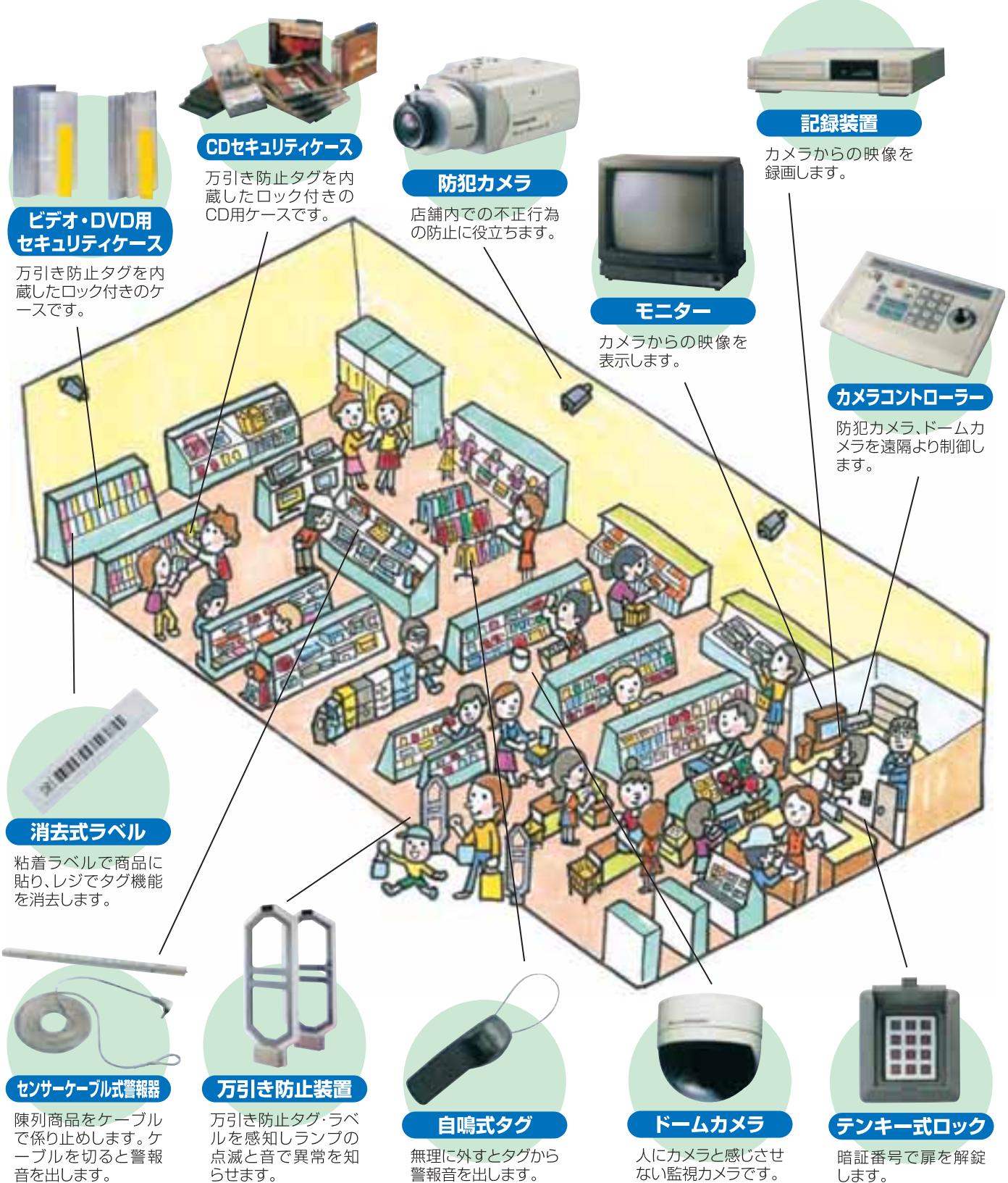
（注5）「サイクルラック」とは、チェーン用バーラックと同様の機能を有するもので、1台ごとのスペースが明確に区分されているラックをいう。



防犯機器の設置例 《大型店舗の主な防犯対策機器》

大型店舗を守る防犯機器をご紹介します。

これらの防犯機器は、建物の構造や目的に合った適切なものをご使用ください。
なお、不明な点は、専門家（防犯設備士など）にご相談ください。



V

防犯責任者の役割

1 防犯責任者とは

- ① 店長等責任ある者の中から防犯責任者及び副責任者（以下「防犯責任者等」という。）を指定する。
- ② 店舗の規模、営業形態等に応じて副責任者を指定し、防犯責任者の補助に当たらせる。
- ③ 本部・支部（又は本社・支社等）は、系列各店舗に対する防犯指導担当者を指定し、各店舗に対して定期的（おおむね月1回以上）に防犯指導を実施する。

- 防犯責任者は、強盗や窃盗などの犯罪被害に遭わないために、自主防犯対策を推進する防犯リーダーです。
- 防犯責任者は、事業主などに改善の提言ができ、従業員に対して指導・教育を行うため、店長等責任ある者の中から指定します。
- 副責任者は、店舗の規模、営業形態等に応じて指定し、防犯責任者の補助に当たらせます。

2 防犯設備の点検整備と拡充

- ① 防犯責任者等は、定期的に施設の防犯機器・設備を点検し、不備がある場合は是正措置を講じるとともに改善に努める。
 - 事業所の防犯設備などを定期的に点検します。
チェック→ ①適切な場所に必要な数だけ設置されているか。②設置された防犯設備が、必要な機能を備えているか。③正しく作動するか。
 - 機械警備業者のセンサー等は、業者の定期点検と防犯責任者による日常点検を併せて実施します。

3 防犯マニュアルの活用

- ① 防犯マニュアルを策定し、同マニュアルを店舗内に備え付けるとともに、その内容を従業員に周知する。

- 防犯責任者の選任→
 - ・防犯責任者を明記する。
 - ・従業員の役割分担を徹底
- 事業所周辺の警戒方法→
 - ・防犯腕章を着装し、不定期に事業所周辺を警戒する。
 - ・駐車（輪）場内の車両の施錠を確認する。
- 事業所内での警戒方法→
 - ・来客者に対し、必ず顔を見て声かけを行う。
 - ・深夜時間帯においては複数人で勤務する。
 - ・退社時に、チェックリストを活用して施錠等を確認する。
- 防犯設備の点検方法→
 - ・定期的に防犯設備の異常の有無を確認する。
 - ・防犯カメラ等の防犯設備についてチェックリストを活用して作動状況を点検する。
- 強盗事件等発生時の対処方法→
 - ・具体的な役割分担を徹底する。
 - ・110番等の通報要領により行う。

4 従業員に対する指導

- ① 防犯機器・設備の操作要領を従業員に習熟させる。
- ② 防犯訓練を定期的に実施し、従業員の任務分担や警察への通報要領を徹底させる。
- ③ 来店客等への声掛けを行い、不審者等の発見に努めるよう指導する。
- ④ 日ごろから従業員等の防犯意識を醸成するための指導に努める。

- 平素の被害防止教養→
 - ・朝礼時等で、声かけ（あいさつ）、鍵かけを指導する。
- 年1回以上の模擬訓練等→
 - ・強盗事件等への対処要領等について習得する。

5 管轄警察署との連携

- ① 防犯設備を新設し、又は変更しようとする場合には、管轄警察署と連携を図り、効果的な防犯設備の設置に配意する。
- ② 防犯責任者は、犯罪発生状況等について、管轄警察署から情報提供を受けるよう努め、従業員の指導や防犯体制・設備の改善に活用する。

- 犯罪動向に関する情報収集や防犯訓練、防犯教育の実施等について、管轄警察と連絡調整を図ることが必要です。
- 企業として、地域の自主的な防犯活動に協力することが求められているので、「防犯責任者」が中心となって地域住民との連携を図ります。

あなたのお店の防犯診断表

基本対策編

- 「いらっしゃいませ。」などの基本的な挨拶を徹底していますか。
- 整理整頓してあり店内の見通しはよいですか。
- 防犯責任者を指定していますか。
- 防犯責任者、従業員に必要な教育、訓練を行っていますか。
- 事故発生に対する対応マニュアルはできていますか。

- レジ周りには防犯カメラを設置し、VTRなどの記録装置で録画していますか。
- VTRなど記録装置は正常に働いていますか。
- 記録装置は施錠された場所に置いていますか。
- 記録装置は簡単に止められないようになっていますか。
- 記録テープは定期的に（半年以内）交換していますか。

万引き対策編

- 万引きにあいやすい商品はレジ付近など目に付きやすいところに陳列してありますか。
- 店内に死角のないように防犯カメラを設置していますか。

- 万引き防止装置は設置してありますか。
- 高額商品などにはタグ付けを徹底していますか。
- 防犯機器の設置をステッカーで明示していますか。

強盗対策編

- 通報装置、防犯ベルなどの操作を従業員は習熟していますか。
- 投入式金庫などを活用し、レジ内の現金を最少にしていますか。

- 現金輸送は複数人で行っていますか。
- 「フルフェイス入店禁止」などを店頭にステッカーで明示していますか。
- 来客感知装置は付いていますか。

関係者の犯行対策編

- レシートの発行は確実に行われていますか。
- 廃棄品は確実に処分していますか。

- レジ周りの防犯カメラはレジとお客様の顔が映るように取り付けてありますか。
- バックヤードにも防犯カメラを取り付けていますか。

外部からの侵入対策編

エントランス

- 扉や扉枠は頑丈な構造となっていますか。
- 扉にはしっかりとした錠前が付いていますか。
- ガラス扉部やショーウィンドウ部にはシャッターを使用していますか。
- 扉やショーウィンドウなどには防犯性能の高いガラスを使用していますか。
- 扉やその内部には防犯センサーが付いていますか。

通用口

- 周囲から見通しのよい位置にありますか。
- 夜間照明がついていますか。
- 扉の明かり取りの窓には防犯性能の高いガラスを使用していますか。
- 万ガラスを破られても手の差し込めない構造となっていますか。
- 扉や内部には防犯センサーが付いていますか。

窓

- 施錠装置が付いていますか。
- 防犯性能の高いガラスを使用していますか。
- 開けられたりガラスを破られたときのために、防犯センサーが付いていますか。
- 侵入のために利用されそうな足場はありませんか。

その他

- 貵重品はしっかり管理されていますか。
- 外部から店内が見えるよう閉店後も照明が灯していますか。
- 警備会社などへの通報装置は正常に働いていますか。